

農薬販売届について

農薬を販売するには、農薬販売届を**販売所ごと**に知事に届け出る必要があります。（毒物または劇物の販売業の登録がある場合や、薬局の開設許可がある場合でも、農薬を販売する場合には必要です）

新たに販売を開始する場合は**販売を開始する日（その日を含む）までに**、販売所の増設や変更及び廃止の場合は発生から**2週間以内**に届出をしてください。

区分	届 出 内 容
新規	農薬の販売を開始する場合（販売所の増設を含む） 提出書類 ・ 農薬販売届 2通 （正本及び副本） ・ 返信用封筒 1通 に返信用切手※1 を貼付（郵送での届出を行う場合、副本返却用） ・ 返信用切手※1 （郵送での届出を行う場合、副本返却用）
変更	次にあげる事項に変更があった場合 1 住所、氏名（法人にあっては組織名称、代表者氏名）※2 2 販売所の所在地、名称 3 業務内容（卸または小売） 4 毒物及び劇物農薬の取扱の有無 提出書類 ・ 農薬販売届 2通 （正本及び副本） ・ 返信用封筒 1通に返信用切手※1 を貼付（郵送での届出を行う場合、副本返却用） ・ 以前の届の副本（あれば添付してください）
廃止	農薬の販売を廃止したとき 提出書類 ・ 農薬販売届 2通 （正本及び副本） ・ 返信用封筒 1通に返信用切手※1 を貼付（郵送での届出を行う場合、副本返却用） ・ 以前の届の副本（あれば添付してください）

※1：返信用切手（副本の枚数・重さ・郵送先の数に応じて、必要な郵便切手を
送付ください。送料は日本郵便の料金表に準じます）

※2：個人経営から法人経営に変わった場合や、法人経営から個人経営に変わった場合、
法人の形態（有限会社から株式会社への変更など）が変わった場合を含みます

●農薬販売届・届出先一覧

農薬販売届の届出方法は、**電子申請**（LoGo フォーム）・**窓口**・**郵送**のいずれかです。

電子申請 URL: <https://logoform.jp/form/tmgform/834833>



農薬販売届は、販売所の所在地により届出先が異なります。

※販売所が都内に複数あり、届出先が異なる場合はいずれか1カ所にまとめて提出してください。（副本は後日返送いたします。）

販売所所在地	届 出 先
都内23区	東京都 産業労働局 農林水産部 食料安全課 生産環境担当 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 (都庁第一本庁舎21階南側) 電話 03-5000-7213 (直通)
多摩地域市町村	東京都 農業振興事務所 振興課 農業環境担当 〒190-0022 立川市錦町3-12-11 電話 042-548-5052 (直通)
※島しょ地域に販売所がある場合は、その所在地を管轄する支庁の産業課農務担当あてにご提出ください。	

●農薬販売届用紙の入手方法（窓口または郵送提出）

（電子申請の場合は申請フォームへの入力をもって書類様式へ反映されるため、届出用紙のご準備は不要です）

- 1 東京都産業労働局農林水産部サイトからダウンロード

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/application/nourin/noyaku/>

- 2 届出先の窓口にて入手

- 3 届出先からの郵送での取り寄せ



●防除業届について

平成14年12月に農薬取締法が改正され、東京都では**平成15年3月10日以降、防除業者の届出義務がなくなりました。**（すでに届出されている方も、今後、変更届、廃止届の必要がなくなりました。）

なお、①倉庫において農薬をくん蒸に使用する者（自ら栽培する農作物等に農薬を使用する者を除く）、②航空機を使用して農薬を使用する者、③ゴルフ場において農薬を使用する者は、農薬の使用計画を、毎年度使用する最初の日までに**農林水産大臣**に提出することが義務付けられました。